

# 〇妙高市体育施設条例施行規則

昭和 48 年 7 月 20 日教委規則第 4 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、[妙高市体育施設条例\(昭和 48 年新井市条例第 28 号。以下「条例」という。\)](#)第 16 条の規定に基づき、妙高市体育施設(以下「体育施設」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び休館日)

**第 2 条** 体育施設の使用時間は、次のとおりとする。

(1) 妙高市総合体育館(以下「総合体育館」という。)、新井南体育館、妙高高原体育館、赤倉体育センター、妙高ふれあいパーク体育館(以下「ふれあいパーク体育館」という。) 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 水夢ランドあらい

ア プール

(ア) 平日 午後 1 時から午後 9 時まで

(イ) 土曜日、日曜日及び国民の祝日 午前 10 時から午後 9 時まで

(ウ) (ア)、(イ)にかかわらず、7 月 1 日から 8 月 31 日までの間 午前 10 時から午後 9 時まで

イ トレーニングルーム、ミーティングルーム

(ア) 平日の午前 8 時 30 分から午後 9 時まで

(イ) 土曜日、日曜日及び国民の祝日 午前 10 時から午後 9 時まで

(3) 新井総合公園野球場、新井総合公園テニスコート 夜間利用時間は午後 9 時 30 分まで

(4) 妙高ふれあいパーク野球場、妙高ふれあいパークグラウンド(以下「ふれあいパークグラウンド」という。) 夜間利用時間は午後 10 時まで

(5) 新井グリーンスポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。) 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

2 総合体育館、新井南体育館、妙高高原体育館、赤倉体育センター、ふれあいパーク体育館、スポーツセンター及び水夢ランドあらいの休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。

3 前 2 項に規定した使用時間及び休館日は、教育委員会が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。ただし、この場合には、適宜の方法により周知しなければならない。

(使用の申請、許可)

**第 3 条** [条例第 2 条](#)の規定により体育施設の使用許可を受けようとする者は、[別記様式第 1 号](#)による体育施設使用許可申請書(以下「許可申請書」という。)を使用開始前までに教育委員会へ提出しなければならない。ただし、総合体育館、新井南体育館、妙高高原体育館、赤倉体育センター、ふれあいパーク体育館、水夢ランドあらい、新井総合公園陸上競技場、新井総合公園屋外球技場、妙高高原スポーツ公園グラウンド及びふれあいパークグラウンドの個人使用については、この限りでない。

2 前項の許可申請書は、当該使用の 120 日前より受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認められた場合は、この限りでない。

3 体育施設の使用許可は、許可申請書が提出された順序により審査し、[別記様式第 1 号の 2](#)によって許可するものとする。ただし、教育委員会が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の制限)

**第 4 条** 体育施設の使用期間は、引き続き 5 日間をこえることができない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の変更又は取り消し)

**第 5 条** [条例第 2 条](#)の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項の一部を変更し、又は取り消しをしようとするときは、[別記様式第 2 号](#)による体育施設使用取消申出書・変更申請書を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

(許可書の提示)

**第 6 条** 使用者が、体育施設を使用するときは、使用許可書又は使用変更許可書を係員に提示しなければならない。

(使用料後納の申請)

**第 7 条** [条例第 6 条](#)のただし書の規定により使用料の後納の承認を受けようとする者は、[別記様式第 3 号](#)による使用料後納申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

**第 8 条** [条例第 7 条](#)の規定により市長が特に必要と認めるものは、次の各号によるものとする。

(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条の学校のうち市内の公立学校がその目的を達成するために使用するとき。

(2) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 10 条の社会教育関係団体が主催して使用するとき。

(3) 市が認めた社会福祉を目的とする団体等が、その目的を達成するために使用するとき。

(4) 市が認めた自治会、地域づくり団体等のコミュニティ活動を行う団体等がその目的を達成するために使用するとき。

(5) 当市の産業、文化、教育、健康、スポーツ振興のために実施される行事であって、市又は教育委員会が主催又は共催するとき。

(6) [条例第12条](#)の規定により指定管理を行う指定管理者が、施設の設置目的を達成するために使用するとき。

(7) 教育委員会が認めた市内の総合型地域スポーツクラブが、その目的を達成するために使用するとき。

(8) その他市長が減免することを適当と認めた団体等が使用するとき。

(9) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)又は厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けた市内に住所を有する者及びその介助者がスポーツ又は体育に関する使用をするとき。

2 減免率は[別表](#)のとおりとする。

(使用料の減免申請)

**第9条** [条例第7条](#)の規定により使用料の減免を受けようとする者は、[別記様式第1号](#)による体育施設使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、使用料の減免を決定するときは、[別記様式第1号の2](#)による体育施設使用料減免決定通知書を交付する。

(使用料の還付等)

**第10条** [条例第8条](#)ただし書の規定により市長が特別の理由があると認めるもの及び還付することができる使用料の額は、次によるものとする。

(1) 天候、その他使用者の責に帰することのできない理由により、体育施設を全く使用できなかった場合 全額

(2) 使用者が体育施設の使用の日15日前までに使用の取消しを申し出た場合 2分の1の額

(3) その他市長が特別の理由があると認めた場合 その都度市長が定める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、[別記様式第4号](#)による使用料還付申請書を当該理由が生じたのち速やかに市長に提出しなければならない。

(目的外使用禁止)

**第11条** 使用者は、許可を受けた目的以外に使用することはできない。

(体育施設内規則)

**第12条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、体育施設内への入場を拒否し、又は退場させることができる。

(1) 酩酊していると認められる者

(2) 保護者又は付添人を伴わない6歳未満の幼児

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者

(4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められる者

(5) 前各号のほか、管理上必要があると認められる者

(届出)

**第13条** 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(1) 体育施設等の建物又は設備をき損し、又は滅失したとき。

(2) 体育施設等において災害その他事故が発生したとき。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

**第14条** [条例第12条](#)の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に体育施設の管理を行わせる場合において、この規則の規定を適用させるときは、第3条第1項、第5条、第9条及び第12条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、[別記様式第1号](#)から[別記様式第2号](#)までの様式中「妙高市教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者に利用料金を収受させる場合における規定の適用)

**第15条** [条例第15条](#)の規定により指定管理者に体育施設の利用料金を収受させる場合において、この規則の規定を適用させるときは、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と、第7条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、[別記様式第3号](#)及び[別記様式第4号](#)中「妙高市長」とあるのは「指定管理者」と、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 第8条第1項  | <a href="#">条例第7条</a> の規定により市長が特に必要と認めるもの         | <a href="#">条例第15条第3項</a> の規定により読み替えて適用する <a href="#">条例第7条</a> に規定する教育委員会規則で定める基準     |
| 第10条第1項 | <a href="#">条例第8条</a> ただし書の規定により市長が特別の理由があると認めるもの | <a href="#">条例第15条第3項</a> の規定により読み替えて適用する <a href="#">条例第8条</a> ただし書に規定する教育委員会規則で定める基準 |

(その他の事項)

**第16条** この規則に定めるもののほか、体育施設の利用に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和52年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和52年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和54年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和54年教委規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

**附 則**(昭和55年教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和56年教委規則第5号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

**附 則**(昭和58年教委規則第1号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

**附 則**(昭和59年教委規則第2号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**(昭和60年教委規則第5号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則**(昭和62年教委規則第3号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則**(昭和62年教委規則第7号)

この規則は、昭和62年9月1日から施行する。

**附 則**(平成2年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成5年教委規則第13号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**(平成6年教委規則第8号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

**附 則**(平成7年教委規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**(平成7年教委規則第4号)

この規則は、平成7年5月1日から施行する。

**附 則**(平成10年教委規則第6号)

この規則中第1条の規定は平成10年4月1日から、第2条の規定は同年8月1日から施行する。

**附 則**(平成11年教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(旧様式の取扱い)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については当分の間これを取り繕って使用することができるものとする。

**附 則**(平成12年教委規則第11号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**(平成12年教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 12 年教委規則第 26 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

**附 則**(平成 13 年教委規則第 5 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**(平成 14 年教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 14 年教委規則第 4 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 15 年教委規則第 15 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(新井勤労者体育センター管理運営に関する条例施行規則の廃止)

2 新井勤労者体育センター管理運営に関する条例施行規則(昭和 55 年新井市教委規則第 7 号)は、廃止する。

**附 則**(平成 16 年教委規則第 6 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の様式(次項において「旧様式」という。)によりされた申請は、この規則による改正後の様式によりされた申請とみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**(平成 17 年教委規則第 32 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 17 年教委規則第 35 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の妙高市体育施設条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の施設の使用に係る使用料の減免について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

**附 則**(平成 18 年教委規則第 8 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の様式によりなされた申請は、改正後の様式によりなされた申請とみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に存在するものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**(平成 19 年教委規則第 5 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の様式によりなされた申請は、改正後の様式によりなされた申請とみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に存在するものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**(平成 20 年教委規則第 16 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の妙高市体育施設条例施行規則の別表に規定する減免率については、平成20年6月1日以後の使用に係る分について適用し、同年5月31日以前の使用に係る分については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に存在するものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**(平成20年教委規則第22号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

**附 則**(平成25年4月1日教委規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、同年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規定は、平成25年6月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定に関わらず、この規則の施行の日の前に使用許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成25年7月1日教委規則第14号)

この規則は、平成25年7月8日から施行する。

**附 則**(平成26年6月30日教委規則第5号)

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

**附 則**(平成28年3月26日教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、既に存在するものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第8条関係)

使用料減免率

| 減免の理由                                  |       | 減免率   | 備考      |
|--|-------|-------|---------|
| 市及び市の部局                                |       | 免除    |         |
| 実質的に市及び教育委員会が主体である場合又は誘致した場合           |       | 免除    |         |
| 教育委員会が認めた総合型地域スポーツクラブ                  |       | 免除    |         |
| 学校                                     | 市立    | 免除    |         |
|  | 市内の公立 | 50%   |         |
| 社会教育関係団体                               |       | 50%   |         |
| 市が認めた社会福祉を目的とする団体                      |       | 50%   |         |
| 市が認めた自治会、地域づくり団体等のコミュニティ活動を行う団体        |       | 50%   |         |
| 施設の設置目的を達成するために使用する指定管理者               |       | 免除    |         |
| 市内に住所を有する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の所持者 |       | 免除    | 介助者を含む。 |
| 上記以外で市長が減免することを適当と認めた団体                |       | 個別に指定 |         |

備考

1 各体育施設の付属施設のうち、ステージ照明料、放送設備、レクチャーアンプ、冷暖房設備、シャワー、カウントシグナル及びナイター照明にかかる使用料は、免除の場合を除き、規定料金とする。

2 減免後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

改正

平成28年3月26日教育委員会規則第10号